

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 社員への自社商品の値引販売

Q : 当社では、一定の時期に社員に対して自社商品の値引販売を行っています。

ところで、値引率によっては所得税の源泉徴収の問題があるそうですが、源泉徴収が必要なのはどのような場合でしょうか。

A : コスト割れして販売する場合や、通常販売価額のおおむね70%相当額未満で販売する場合は、源泉徴収が必要になります。

【解説】

会社が役員や使用人に対して、自社商品等を値引販売した場合、その値引販売によりその役員や使用人が受けることとなる経済的利益は、役員又は使用人に対し給与を支給したものと取り扱われます。

ただし、値引販売は通常の取引でも行われるもので、また福利厚生面等を考慮すると、すべてに課税するのも適切ではないことから、次の要件のいずれにも該当する場合に限り、給与として課税しないこととされています。

- (1) 値引販売に係る価額が、会社の取得価額以上であり、かつ、通常他に販売する価額に比べて著しく低い価額（通常他に販売する価額のおおむね70%未満）でないこと
- (2) 値引率が、役員もしくは使用人の全部につき一律に、又はこれらの人の地位、勤続年数等に応じて全体として合理的なバランスが保たれる範囲内の格差を設けて定められていること
- (3) 値引販売をする商品等の数量は、一般の消費者が自己の家事のために通常消費すると認められる程度のものであること



KIMIYO・I